平成２９年（行ウ）第２３２号　損害賠償請求事件（住民訴訟）

原　告　[redacted]　外１名

被　告　国分寺市長　[redacted]

証　拠　説　明　書（２）

平成２９年１１月２８日

東京地方裁判所　民事第５１部２Ｄ係　御　中

原告ら訴訟代理人弁護士　[redacted]

[redacted]

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号証	標　　目 （原本・写しの別　）		作　成 年月日	作成者	立　証　趣　旨	備考
甲１１	市長説明会質疑要点記録	写し	H18.10.16	国分寺市	前市長星野は、本件出店を阻止するため、東京都が都市計画法の建設許可を出さないよう求める意見書を出すと説明したこと	前訴甲18
甲１２	同　上	写し	H18.10.17	国分寺市	前市長星野は、再開発事業に支障が出るとの意見書を出せば、東京都は建築を許可しないであろうとの見通しを述べたこと	前訴甲19
甲１３	同　上	写し	H18.10.19	国分寺市	前市長星野は、本店出店を阻止するため、法にのっとり、最善の手法を選択する、と説明したこと	前訴甲20
甲１４	同　上	写し	H18.10.24	国分寺市	前市長星は、本件出店により再開発ビルに入居するパチンコ店は5店になると説明したこと	
甲１５	同　上	写し	H18.10.27	国分寺市	前市長星野は、都に対し不許可を求める意見書を提出することができ、不許可になった場合に土地を買い取った例もあると説明したこと	前訴甲21

号証	標　　目 （原本・写しの別　）		作　成 年月日	作成者	立　証　趣　旨	備考
甲１６	証人調書（東京地方裁判所平成20年（ワ）第25098号）	写し	H24.8.6	証人：国分寺市政策部長樋口満雄 作成者：東京地方裁判所民事第 6 部書記官	本件出店計画及び風営法のパチンコ規制を承知の上で旧 UFJ 建物の活用策を検討したこと	
甲１７	「バザールＫ跡地問題に関する法律相談について」と題する書面	写し	H18.12.4	国分寺市政策部	旧 UFJ 建物に図書館を設置し、本件出店を阻止する措置の適法性につき、2 名の弁護士と 1 名の大学教授に意見を求めたこと	前訴甲 50
甲１８	満雄（mannyuu 漫遊）メッセージというブログをプリントアウトした書面	写し	H29.7.13	樋口満雄	樋口満雄が本件条例改正の経緯を自己のブログで詳しく述べたこと。その中で、寵愛会議で議員提案で条例改正を行う方針を決定し、議会工作を進めたことを明らかにしている。	
甲１９	代表者会議記録	写し	H18.12.4	国分寺市議会	国分寺市議会の各派代表者会議で、本件出店を阻止する目的で議員提案により本件条例改正を行うことを確認し、市長も予算措置を講ずることを約束したこと	前訴甲 45
甲２０	録音反訳書	写し	録音 H18.12.20	発言者：島田商事代表者、同顧問弁護士、同顧問税理士、前市長星野、都市開発部長、都市開発部渉外担当課長	本件条例改正直後、前市長星野が本件図書館設置は出店阻止が目的でアあること、急を要するため議員提案で改正したことを述べたこと	前訴甲 42
甲２１	電子版新聞記事	写し	H19.2.22	朝日新聞社	前市長星野が本件図書館設置は本件出店阻止が目的であった旨述べたこと	

号証	標　　目 （原本・写しの別　）		作　成 年月日	作成者	立　証　趣　旨	備考
甲２２	国分寺市教育委員会会議議事録（抄本）	写し	H18.12.26	教育委員会	本案条例改正後開かれた市教委で、改正手続きについて強い批判が出たこと	前訴甲35
甲２３	建築許可申請書兼決定書	写し	H17.10.11	東京都多摩建築指導事務所	本件再開発対象区域内でパチンコ店を営む業者の店舗新築が市の反対なく許可されたこと	
甲２４	証人調書（東京地方裁判所平成20年（ワ）第25098号）	写し	H24.8.6	証人：国分寺市議会議員横田美郎 作成者： 東京地方 裁判所民 事第 6 部 書記官	平成18年12月議会で前市長星野から東弁により本件条例会改正をするようお願いされたと思ったこと	

以　上